

豊田市ホームページ管理システム
構築及び保守・運用等
業務委託仕様書

令和7年4月
豊田市

目次

1	業務名	1
2	業務の目的	1
3	業務の概要	1
4	対象範囲	1
5	前提条件	3
6	履行期間	4
7	ホームページ管理システム環境構築・提供及びCMSの導入・提供	4
8	デザイン作成、サイト設計及びコンサルティング業務	6
9	現ホームページコンテンツの移行業務	9
10	操作・運用マニュアル作成及び操作研修の実施	10
11	ホームページ管理システム・CMSの保守・運用等業務	10
12	検査・納品	12
13	支払方法	12
14	再委託の禁止	13
15	守秘義務	13
16	著作権	13
17	契約不適合責任	13
18	追加提案	13
19	その他	14

※本仕様書は最優秀提案者と本市との間で協議を行い、最終的な仕様書を作成する

1 業務名

豊田市ホームページ管理システム構築及び保守・運用等業務委託

2 業務の目的

現在の豊田市ホームページ及びその管理システムは、平成 27 年度に稼働をして令和 7 年度で 10 年を迎える。この間に、モバイル端末の普及、オンライン行政手続きやウェブアクセシビリティへのニーズの増大など、求められるサービスの姿が大きく変容してきた。今後も利用者に対し最適なサービスを提供し続けるためには、当該システム及び業務体制の大きな改修が必要である。そこで、令和 8 年 7 月を機にこれらをリニューアルし、より利用しやすいホームページを再構築することで、市民等が行政情報を的確・迅速に入手できる環境を整備し、安定的な運用 管理を行うことを目的とする。

3 業務の概要

本業務は、市ホームページ及びその管理システム（CMS、サーバ環境等）の再構築、運用マニュアルの作成、本市職員に対する研修、管理システム・CMS の保守・運用、円滑な運用にかかる奔走支援などの総合的なコンサルティングを行うものである。業務の範囲は以下のとおりとする。

（1）システム構築に関する業務

- ア ホームページ管理システム環境構築・提供
- イ CMS の導入・提供
- ウ デザイン作成、サイト設計及びコンサルティング業務
- エ 現ホームページコンテンツの移行業務
- オ 操作・運用マニュアル作成及び操作研修の実施

（2）保守・運用等に関する業務

- ア ホームページ管理システム・CMS の保守・運用等業務

4 対象範囲

（1）本業務の対象は下記ドメインに含まれるホームページとする。

<https://www.city.toyota.aichi.jp/>

※新システムにおいてもドメインは同一のものを保持する。なお、ドメイン管理は甲で行う。

（2）下記のページはグローバルナビゲーション等が本市と異なる別デザイン（別サイト）として引き続き CMS 管理下に設けること。

- ・職員育児休業者のためのサイト <https://city.toyota.aichi.jp/info9>

※上記サイトは閲覧者によるログイン機能を実装し、Google 検索等の外部検索でクロールされない設定とすること。

（3）下記のページはサブドメイン www2 を維持し、www と同じ Web サーバに格納して、CMS 管理外として甲から FTP 等による更新を行えるように構築すること。

- ・ 例規集

https://www2.city.toyota.aichi.jp/reiki_int/reiki_menu.html

- ・ 動画ファイル配置先

https://www2.city.toyota.aichi.jp/rally/RallyJapan2023_long.mp4

※容量 1,500MB の動画ファイルを格納できること。

(4) 下記のページについては本市が提供する情報を自動的に更新する仕組みを構築すること。

また各サービスと連携する際に発生する費用については受注者が負担すること。

※www2 のページのドメイン及び格納サーバの扱いは上記(3)と同様とする。

- ・ 豊田市震度情報ネットワーク

<https://www2.city.toyota.aichi.jp/shindo/>

- ・ 豊田市雨量情報ネットワーク

<https://www2.city.toyota.aichi.jp/weather/rain/rain01h.html>

- ・ 大気等観測データ

<https://www2.city.toyota.aichi.jp/dourokankyou/index.html>

- ・ 河川監視カメラ

<https://www.city.toyota.aichi.jp/1016490/>

- ・ 豊田市水害情報サイト

<https://www2.city.toyota.aichi.jp/hazardmap/web/index.html>

(5) 言語・聴覚障がい者向けメール 1 1 9 (<https://www2.city.toyota.aichi.jp/119/119.cgi>)

で受け付けた通報を自動で豊田市消防システムへメール通知できるように構築すること。

(6) 下記のページは CMS 管理外として WEB サーバに格納し、番組制作業務事業者から FTP 等による更新を行う。

- ・ 市政番組「とよたNOW」録画番組

<http://www.city.toyota.aichi.jp/toyotanow/index.html>

※一部ページは外部委託事業者が CMS を使用し更新作業を行うことを想定。CMS 内で一般の行政ページが閲覧できないように構築し、CMS 導入時は当該事業者へ導入指導を行うこと。

(7) 以下のコンテンツは CGI プログラムを使用するなど独自の機能を有しているため、同等機能のプログラム開発を行うか、利用者にとって利用しやすくなるような代替方法で運用可能とすること。なお、現プログラムをそのまま乙の管理サーバに移設し稼働させることも可とするが、その場合にはシステムの保守やセキュリティ対応、環境変化における対応を行うこと。

- ・ 広報とよた HP 番号検索

<https://www.city.toyota.aichi.jp/index.html> (トップページ)

- ・ 緊急メールとよた自動連携表示 (ポップアップ表示機能)

<https://www.city.toyota.aichi.jp/index.htm>

- ・ トップページ災害時モード表示

<https://www.city.toyota.aichi.jp/index.htm>

- ・ イベントカレンダー

https://www.city.toyota.aichi.jp/event_calendar.html

- ・ 豊田市くらしの手続きナビ

<https://www.city.toyota.aichi.jp/t-navi/index.html>

- ・ 上下水道料金の計算シミュレーション

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/jyogesuidou/ryokin/1055228.html>

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/jyogesuidou/ryokin/1062331.html>

- ・ お問い合わせフォーム

<https://www.city.toyota.aichi.jp/cgi-bin/contacts/az04> ほか

- ・ スマートニュース配信連携

<https://www.city.toyota.aichi.jp/smartnews/index.html>

※ホームページに掲載するお知らせをスマートニュースに連携できる仕組みを継続して利用できること。

5 前提条件

(1) 現在の市ホームページの規模

ア 公開ページ数【令和7年3月時点】

約 12,000 件

イ アクセス数

(ア) サイト全体 令和6年度（1年間）

表示回数：約 17,100,000

アクティブユーザー数：約 3,650,000

(イ) トップページ 令和6年度（1年間）

表示回数：約 322,000

アクティブユーザー数：約 109,000

ウ サーバディスク容量

WEB サーバ：120GB

CMS サーバ：200GB

※上記は現在の容量。リニューアル後は WEB サーバ 150 GB、CMS サーバ 250GB とする。

エ CMS 利用者（アカウント）数

アカウント数：約 30

※現在は広報課及び一部権限を付与された担当課のみがアカウント（約 30）を運用しているが、リニューアル後は可能な限り全庁にでの更新を想定しているため、CMS 利用者ライセンスは無制限で提供すること（参考：こども園、小中学校を除く所属数は 204）。

(2) 庁内端末環境

LGWAN 側に置かれたクライアント PC から、仮想ブラウザを通じてインターネット環境に接

続し、愛知県セキュリティクラウドを経由しインターネット上のシステムを利用。また、職員が通常使用する業務用端末では、原則として外部ネットワーク接続を禁止しており、インターネットを利用する場合には、当該端末に備える環境分離ブラウザを使用するか、各所属に設置のインターネット接続用端末を使用することとしている。

6 履行期間

(1) システム構築に関する業務期間

委託期間の開始日から令和 8 年 6 月 30 日

- ・公開開始日は原則として令和 8 年 7 月 1 日とし、それに合わせたスケジュール管理を行うこと。
- ・令和 8 年 9 月 30 日まではシステムの機能修正等の対応が迅速に行える体制を維持すること。

(2) 保守・運用等に関する業務期間

公開開始日から令和 13 年 6 月 30 日

7 ホームページ管理システム環境構築・提供及びCMSの導入・提供

(1) 全般

- ・Web サイトは 24 時間 365 日の運用とすること。
- ・CMS は 24 時間 365 日の運用を基本とすること。システムメンテナンス等で計画停止をする場合は、事前連絡の上、甲と実施日時を協議し作業すること。なお、CMS サーバがシステムメンテナンスや障害等で停止した場合も、Web サーバに影響を及ぼさず、継続して情報発信できる構成とすること。
- ・運用に関する問い合わせ窓口、障害受付窓口を用意すること。
- ・庁内クライアント PC からデータセンターにある CMS サーバにインターネットを経由してアクセスし、コンテンツを作成・更新する。更新したコンテンツは、CMS サーバから Web サーバに定時、もしくは随時アップロードされる仕組みとする。
- ・バックアップデータは遠隔地のデータセンターに保存すること。また、障害発生時には速やかに復旧措置が行えること。
- ・大規模災害時に市庁舎等が被災した場合や電力供給が遮断した場合でも、安定した情報発信が可能なシステムを構築するとともに、大規模災害時専用ページへの切替機能を設けることで、災害発生時のスムーズな情報発信が行えるようにすること。
- ・登録職員やページ数の増加によるライセンス料金が発生しないこと。
- ・その他、CMS 等に要求する機能要件は、別紙「CMS 等機能要件一覧」のとおりとする。

(2) ハードウェア

- ・ハードウェア・ソフトウェア等のスペックは、稼働率、セキュリティ、バックアップなども含め、なおかつ、ある程度の利用増を見込み、運用中に費用が上がることをないスペックで最適と思われるものを提案すること。
- ・システム運用に係る機器は、公的資格として ISMS (ISO/IEC27001) を取得しているデータセンターに設置すること。
- ・システムの構成機器については、ウィルス対策ソフトを常駐させるなど、サイバー攻撃に対する

対策を講じること。また、ファイアウォール等による不正アクセスの防止対策を講じること。

- ・ CMS のバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性を持たせること。
- ・ Web サーバ及び CMS サーバはセキュリティが十分確保されたデータセンター等、庁舎外に設置し、クラウドサービスの導入を基本とする。機密性及び可用性向上のため、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」(ISMAP)による認証をクリアしたパブリッククラウドを利用すること。
- ・ 災害等により単一のサーバダウン等のトラブルが発生した場合でも、ホームページの公開・運用が停止しないよう、サーバ構成は A 拠点に CMS サーバ(メイン)及び Web サーバ(メイン)を配置し、B 拠点 (A 拠点から遠隔地) に CMS サーバ(サブ)、Web サーバ(サブ) 及びバックアップを配置するものとする。

(3) ネットワーク

- ・ 災害時等緊急の場合を除き、CMS へのアクセスについては、原則として特定のグローバル IP アドレスのみを許可すること。また、第三者によるホームページの改ざん等を防止し、安全性を考慮して運用できること。なお、本市のグローバル IP に変更が生じた場合は、保守・運用費の範囲内で対応すること。
- ・ 庁内端末以外からでも情報更新等ができる仕組みを考案し、その実現方法を提案すること。なお、セキュリティ面には十分配慮すること。
- ・ CDN を導入し、アクセスが集中した状況でも迅速に、効率よく利用者に配信するためのネットワークを構築すること。

(4) セキュリティ対策

- ・ 構築に当たっては十分なセキュリティ対策を講じること。また、情報漏えい対策が十分に講じられていること。
- ・ 運用するサーバについては、ウィルス駆除ソフトを常に最新バージョンに維持して感染を防止すること。
- ・ CMS サーバから Web サーバへのデータ転送については暗号化等を施し、セキュリティに配慮すること。カレンダーやアンケートなどで動的なものを使用する場合はその他のプロトコル・プログラム等も記述すること。
- ・ ソフトウェアは、セキュリティホール等に対する最新の対策を行った上で導入すること。
- ・ ホームページの障害や不正アクセスを検知するための各種監視を行い、異常を検知した場合には迅速に対応できる体制を整えること。監視項目は以下の内容とするが、この他にも有効と思われるものがあれば実施すること。

ア Ping 監視：対象機器の死活監視

イ ポート監視：対象機器の TCP ポートの疎通監視

ウ プロセス監視：HTTP、FTP などのサービスの稼働監視

エ リソース監視：CPU、HDD、メモリの使用率の監視

オ トラフィック監視：対象機器へのトラフィックの監視

カ ログ監視：不正なログの監視

キ URL 監視：ウェブサイトへの HTTP アクセスに対して正しく応答があるかを監視

- ・システムに使用するソフトウェア、ハードウェアに脆弱性が確認された場合は、セキュリティパッチ等を速やかに適用するなど、パッチ管理を実施すること。なお、パッチ適用の際は、甲に事前に承諾を得るものとするほか、本番環境に適用する前に検証を行うこと。
- ・サイト内の全ページにおいて、常時 SSL 暗号化通信に対応すること。SSL の更新手続きについては、乙が責任を持って行うこと。また、取得した SSL 証明書は、甲の求めに応じて、甲が指定する提供先へ提供可能であること。
- ・運用するサーバは、SQL インジェクション、クロスサイトスクリプティング等の脆弱性がないことを確認した上で納品すること。

(5) ウェブアクセシビリティ

ア 対応方針

JIS X 8341-3:2016 の達成等級 AA に準拠すること。また、WCAG2.2 の達成基準を満たすよう努めること。

イ 試験結果の公開

新ホームページ公開前にウェブアクセシビリティ基盤委員会の示す「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づく試験を実施し、結果を報告するとともに、原則、公開日からホームページ内で公開すること。

ウ ガイドラインの作成

システム更新時のサイト構成、ページデザイン等に適用するウェブアクセシビリティに関する内容を含めた運用ガイドラインを作成すること。なお、新ホームページ運用時にも職員が利用できる内容とし、なるべく専門的な用語、表現を避け、ホームページ制作に関する知識や技術のない職員であっても、理解できるものとする。

8 デザイン作成、サイト設計及びコンサルティング業務

(1) コンサルティング

最終的なサイト構造、コンテンツファイル名、タイトル名、担当課などの一覧情報は甲にて決定するが、以下について、本市に最適と思われるコンサルティングを行うこと。また、その際打合せた内容について議事録を作成し、速やかに提出すること。

- ・デザイン、サイト構造
- ・不足していると思われるコンテンツの新規作成
- ・ウェブアクセシビリティ全般
- ・既存データの移行
- ・システム構築に関する業務完了後のホームページ運用

(2) サイト設計

- ・乙の今までの構築経験を活かし、また市民感覚を重視して、上位階層から詳細コンテンツ全てにおいて最適と思われるサイト設計を提案すること。
- ・目的とするコンテンツに、原則 3 クリック、最大 5 クリック程度でたどり着く階層構造とすること。
- ・利用者にとっての使いやすさを優先し、タイトルからコンテンツの内容が想像できるラベリング、設計を行うこと。

- ・主要な情報以外も、トップページやメニューページ、末端ページから複数の導線でアクセスできるように配慮して設計すること。
- ・分類作業については、本業務の乙が新たな分類において全ページ紐付けし、その分類について甲が主体で担当部署へ確認を行う。
- ・トップページに、新着情報（仮称）や注目情報（仮称）、緊急情報（仮称）等、各ページへのリンクが表示できること。なお、緊急情報（仮称）についてはコンテンツ入力によるほか、他システムとの連動等により、必要な情報を自動的に表示させられること。
- ・公開ページが以下の各ブラウザで支障なく閲覧できること。ただし、各ブラウザはいずれも仕様書公開時点での最新版とすること。

ア PCからの閲覧

Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome、Safari、Mozilla Firefox

イ スマートフォン・タブレット等からの閲覧

iPhone 及び Android の標準ブラウザ

- ・CMS は以下の端末、ブラウザから正常に利用できること。
OS: Windows10 以降
ブラウザ: Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox
- ・利用者にとって見やすく、イベントへの興味を抱かせるイベントカレンダーを構築すること。
- ・現行ホームページでは、CMS 管理者が全庁の更新作業を担うことで、表記・表現の統一を図っている。今後、全庁職員による更新体制とする場合でも、一定の質が保たれるように、表記・表現の揺れが生じないシステムを構築すること。
- ・現在本市が活用している「とよた i マップ-豊田市地図情報サービス-（ASP サービス）」を継続利用し、地図情報を画像でコンテンツに表示及びリンク設定を可能とすること。
（URL : <http://www2.wagamachi-guide/toyotacity>）
- ・文字の拡大・縮小、コントラスト切り替えが可能な機能を導入すること。
- ・本市が発行する広報紙との連携も視野に入れ、利用者が検索しやすいサイト内の検索エンジンを導入すること。

（3）デザイン

ア 全般

- ・基本コンセプトを示し、効果的に表現できるデザインを作成すること。
- ・原則として、デザインはデジタル庁によるデザインシステムに基づいて設計すること（合理的な理由のある場合はこの限りでない）。
- ・甲及び甲の依頼による有識者等第3者からデザイン設計について意見・提案のある場合は、積極的に当該内容を検討し、反映すること。
- ・デザイン等は打ち合わせの上決定し、管理可能なテンプレート数に上限を設けないこと。
- ・甲と協議し、利用が想定される複数のパターンのテンプレートを用意すること。
- ・甲と合意するまで回数の制限なく、デザイン修正を行うこと。

イ トップページ

- ・構築時は甲と協議の上、PC 版、スマートフォン版のデザイン案を各3つ以上考案し、提案す

ること（プロポーザル提案時は各 1 案で可）。

- ・余白や画像素材等を効果的に使用し、感覚的に見やすいページデザインとすること。
- ・必要なアイコン等はすべて乙による本市オリジナルのもの又はデジタル庁デザインシステムによるものを使用すること。
- ・新着情報（仮称）や注目情報（仮称）、緊急情報（仮称）など見出しを適切に表示すること。
- ・全体のデザインを考慮した上で、バナー広告を最低 12 件以上掲載できるようにすること。1 件の広告の大きさは縦 60 ピクセル程度×横 160 ピクセル程度とし、1 つあたりの大きさは乙の提案に基づき甲が決定する。
- ・テキスト主体の大規模災害時専用ページを作成し、切替が容易にできること。

ウ トップページ以外

- ・上記にて決定したトップページにあわせた本文用のテンプレート、ライブラリ、スタイルデザインを作成すること。
- ・詳細情報ページのヘッダ・フッタデザインはトップページデザインのイメージを継承し、甲と協議の上決定すること。
- ・ページに必要な要件は、タイトル情報、ナビゲーション（階層リンク）、各課の連絡先を付与すること。
- ・第 2 階層（目次ページ）以下は、プリントした場合に文字が切れる等の不具合が無いようにすること。
- ・インデックスページは、単なるテキストリンクの一覧ではなく、イラストや画像素材を利用して感覚的に見やすいページデザインとすること。
- ・サイトのデザインに合わせた 404 エラーページを作成すること。
- ・下記のページは専用のページテンプレートを使用しているため、同等のコンテンツ表示を行うか、より効果的なコンテンツ表示のできるテンプレートを用意し移行すること。ただし、カテゴリ編成の都合により当該ページについて変更がある場合はこの限りではない。※新ホームページ公開までの期間に新たに作成・改修した専用テンプレートがある場合には、可能な限り同様に対応すること。

（ア）市の紹介

<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/profile/index.html>

（イ）とよたの記録

<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/profile/1041786.html>

（ウ）とよたの人物

<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/profile/1041787/index.html>

（エ）写真・動画で見るとよた

<https://www.city.toyota.aichi.jp/photomovie/index.html>

（オ）International

<https://www.city.toyota.aichi.jp/lifeevent/1061091/index.html>

（カ）フォーラムエイト・ラリージャパン 特設サイト

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/shogaigakushu/sports/1054881/index.html>

（キ）豊田市 SDGs 特設ページ

<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/juten/1054234/index.html>

(ク) 豊田市画像・動画オープンデータ

<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/joho/kokaihogo/1018965/1052850/index.html>

(ケ) 上下水道

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/jyogesuidou/index.html>

(コ) 市制 70 周年記念誌・記念映像

<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/profile/1029019/70th/1041784/index.html>

(サ) 魅力観光情報

<https://www.city.toyota.aichi.jp/1055019/index.html>

(シ) 広報とよたオンラインページ（配下の各号のページ）

<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/koho/kohotoyota/index.html>

9 現ホームページコンテンツの移行業務

現在の市ホームページのコンテンツを新 CMS 管理下に移行する。ページは文法の修正、ページの構造化、ページ分割及び統合を行い、アクセシビリティ対応を行うことを基本とする。

(1) 移行方針

- ・甲と協議の上、現行ホームページからのデータ移行方針（スケジュール・アクセシビリティ等の改善項目・作業ルールなど）を作成すること。
- ・移行作業前に移行が困難なページを把握し、協議の上、対応方法について最適な方法を提案すること。

(2) 対象範囲

「4. 対象範囲」で示した範囲の HTML ファイル、PDF・画像等の各種添付ファイル（CMS 管理外で運用するものは除く）

※乙は、ページの追加・修正・削除、分割・統合、移行先のカテゴリ等、各ページの整理方法を提案し、甲と協議の上、データ移行を実施すること。

(3) 移行作業

- ・決定したデザインテンプレートに、既存コンテンツを取り込むこと。
- ・移行作業の内容や注意点等を示し、職員の負担を極力抑えた段階的な移行スケジュールを明示すること。
- ・コンテンツの選別作業は乙と甲が協力して実施することとするが、移行及び作成作業は基本的に乙が行うこと。
- ・移行作業の期間中は、週 1 回程度作業状況を報告すること。
- ・移行期間中に行われたコンテンツ更新等の差分についても、漏れなく反映できるよう計画を立てること。なお、現行は 20 件～30 件／日程度の更新を行っている。また、職員による差分データ移行作業の期間は、1～2 週間以内とすること。
- ・移行したデータは、目視により全ページの作業内容を確認し、アクセシビリティのチェックを行った上で必要に応じて修正すること。また、移行後 URL が変更されるページのうち甲が指定するものは全てリダイレクト設定及びリンクチェックを行うこと。

10. 操作・運用マニュアル作成及び操作研修の実施

(1) ガイドライン・マニュアルの作成

- ・市ホームページのページ作成にあたり一般的に必要な知識や注意すべき事柄等を理解・説明するため、ウェブアクセシビリティに関するガイドラインを作成すること。
- ・CMS の操作方法について、「運用・操作マニュアル」を作成すること。運用マニュアルは管理者向けに作成し、操作マニュアルは作成者向け、承認者向け、管理者向けをそれぞれ作成すること。
- ・ガイドライン・マニュアルはそれぞれ 30 部納品すること。なお、編集可能な形式と PDF 形式でも納品すること。
- ・CMS のバージョンアップ等が行われ内容が変更となる場合は、更新したものを上記同様の条件で納品すること。なお、オンラインマニュアル更新での対応も可とする。

(2) 操作研修

- ・本市職員に対して CMS 操作についての研修、ウェブアクセシビリティについての研修を公開前に行なうこと。
- ・研修規模は以下を想定している。

CMS 操作についての研修	管理者向け研修	5 名程度	6 時間
	操作研修	20 名程度／回	3 時間×3 回
ウェブアクセシビリティについての研修		20 名程度／回	3 時間×3 回

- ・具体的な研修の方法、内容、実施時期については甲と協議の上決定する。
- ・研修の講師は導入する CMS に関して十分な知識を有し、かつ豊富な講師実績を有する者が担当すること。
- ・保守期間中は、上記研修とは別に、別契約にて追加で研修を実施できる体制を確保すること。
- ・研修会場、机、椅子、プロジェクター、スクリーンは甲が用意する。
- ・パソコン、研修に必要な資料（操作マニュアル等）は乙が必要数を用意すること。

11 ホームページ管理システム・CMSの保守・運用等業務

乙は、本システムの稼働、運用に要する一切の環境を整備、構築した上で、システムの保守・運用サービス及び付随するサービスの提供を行うものとする。

乙は、保守・運用等の記録をまとめ、毎月の定期点検報告書を事後速やかに提出すること。

(1) サイト保守・運用支援

- ・必要に応じて情報処理技術者や機器等の保守要員を配置するなど、作業量及び作業時間を考慮して適切に管理できる体制整備、人員配置を行い、保守・運用連絡体制表を作成すること。
- ・運用時にセキュリティの脆弱性が判明した場合は無償で対応すること。
- ・システム運用マニュアル、機器等の保守・運用マニュアル、障害時対応マニュアルを作成すること。
- ・LASDEC 等の外部診断がある場合は可能な限り協力を行い、問題が確認された場合は基本無償にて対応を行うこと。
- ・甲からセキュリティに関する質疑があった場合は調査を行うこと。

- ・より効果的な情報発信手法や機能向上のための改善をコンサルティングする打合せ（原則オンラインではない対面での打合せ）を毎月実施すること。ただし、甲が認める場合はこの限りでない。
- ・上記打合せ後、乙は議事録及び次回会議までに決定すべき事項をまとめた課題管理表を遅滞なく作成し、甲の確認を経た上で相互にて保管すること。

（２）システム運用・機器保守

- ・ハードウェア障害の早期発見、予防に努める目的で最低月一回以上の定期点検を実施し、毎月末日までに当該月の定期点検報告書を作成し、その結果を速やかに提出・報告すること。
- ・OS のリビジョンアップ及びミドルウェア、ソフトウェアのバージョンアップについても保守対象に含めること。
- ・月に 1 回以上、セキュリティパッチ適用など、定期的なセキュリティ保守を実施すること。
- ・サーバトラフィック、CPU 利用率、メモリ使用率、HDD 使用率、サーバ稼働、サービス稼働など監視すること。
- ・サーバ及び運用管理端末のコンピューターウィルス対策や、本システムに対する不正アクセス等のチェック、バックアップ状況を 1 日一回以上確認し、万全なセキュリティ管理を行うこと。
- ・災害時等にアクセスが集中した場合においても、安定したホームページの閲覧ができるように、システムを運用すること。また、甲から求めがあった場合にはサーバ容量等ホームページの閲覧可能数の指標となるデータを提供すること。

（３）障害対応

- ・機器及びシステムの障害時には、短時間で復旧できるよう体制を整えること。
- ・連絡窓口を一本化し、24 時間 365 日受付が行えること。
- ・障害復旧後、原因を分析し同様の障害が発生しないよう予防措置を講じるとともに、原因、影響範囲、対応方法、再発防止策等を報告書にまとめ速やかに提出すること。

（４）問合せ

- ・甲からの問合せ対応について、少なくとも、平日（土・日・祝日除く）の 9 時から 17 時までの間、電話又は電子メールで行える体制を整えること。
- ・障害発生時などの緊急時の対応として、24 時間 365 日連絡の取り合える体制を整えること。
- ・緊急時に限らず専用の電話回線など担当者と迅速に連絡が取り合える環境を用意し、可能な限り即時対応すること。
- ・問合せ内容については記録簿に記載し、電話対応者以外でも対応できる体制を整えること。また、甲が要望した場合、記録簿の提出が行えること。
- ・甲からの問合せは原則として広報課で取りまとめる。

（５）その他

- ・トップページ、テンプレートの改修や軽微なサイト構成の変更等について、甲が行えない場合は甲の指示により、可能な限り保守・運用の範囲で対応すること。なお、他事例などから想

定される標準的な変更作業内容を明確にし、その作業費用をあらかじめ見積額に計上しておくこと。

- ・災害発生時などの予期せぬ理由により、甲から CMS にアクセスできなくなった場合、大規模災害時専用ページへの切替や、必要なページの作成、更新作業等の支援を行うこと。

1 2 検査・納品

(1) システム構築に関する業務の検査・納品

システム構築に関する業務完了に関する書類の受理後、検査を行う。

ただし、本市ホームページが本仕様書に示す要件を満たした上で本稼動できることを確実に確認するため、公開開始日前にテスト運用及び修正対応を行う期間を十分に設定すること。また、本稼動後に想定される運用フローに基づき、甲がテスト運用を行うとともに、本仕様書の示す事項の実現状況についても事前に確認を行う。

なお、業務完了に関する書類と合わせて、以下の印刷物（2 部）及び電子データ（1 部）を豊田市長公室広報課に納品すること。

- ・サイト構造設計書
- ・デザイン設計書
- ・システム構造設計書
- ・ウェブアクセシビリティガイドライン
- ・アクセシビリティ試験結果
- ・データ移行方針
- ・ガイドライン、運用・操作マニュアル ※部数は印刷物各 30 部・電子データ各 1 部
- ・保守・運用等連絡体制表
- ・打合せ議事録

(2) システム構築に関する業務の検査

支払整理日ごとに検査を行う。

1 3 支払方法

(1) システム構築に関する業務の支払い

- ・支払整理日は、令和 8 年度は 9 月末日とし、一括で支払う。

(2) 保守・運用等に関する業務の支払い

- ・支払整理日は、令和 8 年度は 9 月、12 月及び 3 月の末日、令和 9 年度から令和 12 年度までは 6 月、9 月、12 月及び 3 月の末日、最終年度は 6 月の末日とし、次のとおり 12 回払いの分割払とする。
- ・各年度の支払額は、令和 8 年度は契約金額から消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という。）相当額を除いた額の 9/60、令和 9 年度から令和 12 年度までは 12/60、最終年度は 3/60 に、その額に係る消費税相当額を加えた額とする。ただし、令和 8 年度は契約金額から消費税相当額を除いた額の 9/60、令和 9 年度から令和 12 年度までは 12/60、最終年度は 3/60 に、100 円未満の端数が生じた時は、その端数の合計額を最終年度にあわせて支払うものとする。

- ・各回の支払額は、令和 8 年度は支払額から消費税相当額を除いた額の 1/3、令和 9 年度から令和 12 年度までは 1/4 に、その額に係る消費税相当額を加えた額とする。ただし、令和 8 年度は支払額から消費税相当額を除いた額の 1/3、令和 9 年度から令和 12 年度までは 1/4 に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数の合計額を当該年度の最終回にあわせて支払うものとする。

1 4 一括再委託の禁止

- (1) 乙は、業務の全部を一括して又はこの業務における主たる部分であるホームページ管理システム環境構築・提供、デザイン作成、サイト設計及びコンサルティング業務、CMS の導入・提供及びホームページ管理システム・CMS の保守・運用等業務を第三者に再委託してはならない。
- (2) 乙は、コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務にあたらぬ簡易な業務の再委託に当たっては、甲の承認を必要としない。
- (3) 乙は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により甲の承認を得なければならない。
- (4) 乙は、再委託先に対して本契約における乙の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

1 5 守秘義務

本業務の履行に際し知り得た事項を第三者に漏えい又は開示してはならない。このことは契約期間終了後も同様とする。なお、再委託先についても同様の守秘義務を負うこととする。

1 6 著作権

- ・この業務の対象となる成果物（システムを用いて生成したページ等）の著作権については、甲に帰属することとする。
- ・成果物が第三者の著作権・権利を侵害しないものであることを保証すること。また、本業務で作成した本市オリジナルのもの（アイコン等）を他業務にも流用することを禁じる。
- ・第三者との間に著作権・権利にかかる権利侵害の紛争等が生じた場合、原因が甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理すること。

1 7 契約不適合責任

甲は、構築されたシステムや CMS などに契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。なお、その履行の追完に過分の費用を要する場合でも、甲は、システム構築に関する業務の検査合格日から 1 年以内は履行の追完を請求できることとする。

1 8 追加提案

本業務の仕様は、現在本市が最低限必要と考えているものであるため、乙の専門的な立場から、他市の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、積極

的に提案すること。

19 その他

- ・仕様変更・機能追加については乙と甲との協議により取り扱うこと。
- ・乙の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙がその損害を賠償すること。
- ・契約期間終了後も、契約継続を締結した場合、本業務で定めた仕様にてホームページを運用し続けることができること。
- ・契約期間終了に伴いデータ移行などが必要となった場合は、可能な限り円滑な移行に協力すること。
- ・本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上決定すること。